

開催日時	番号	質問事項・意見内容	回答
12月9日（月） 午後7時から 午後8時まで 来迎寺小学校体育館 参加人数：21人	①	油が入っていたプラスチック製容器包装の容器は、油をどこまで落とせばよいのか。	軽く水ですすいでいただければ結構です。汚れが落ちたように見えず、判断に困るものは燃えるごみとしてください。
	②	ペットボトルのキャップはどのようにして排出したらよいか。	プラスチック製容器包装（令和7年度からはプラスチック資源）として排出してください。（不燃物処理場においてのみ、キャップを分別して収集しています。）
	③	燃えるごみ袋（大）の価格改定分はどこに充てられるのか。	ごみ袋の製作費用や燃えるごみ収集運搬事業に充てられます。
	④	不法投棄があり、市役所に連絡したところ、折り返し直ぐに連絡するという事であったが、連絡がなく、自身が2週間後に問い合わせた。直ぐに連絡してくれるのではなかったのか。	連絡が遅くなり大変申し訳ございません。以後、このようなことがないように十分留意してまいります。
	⑤	燃えるごみ袋大（35リットル）を値上すると不法投棄が増えるのではないか。	ごみ袋の価格にかかわらず、残念ながら不法投棄は各地で相次いでいます。不法投棄には、厳しい姿勢で対応します。
	⑥	中間処理施設でのプラスチック製容器包装の分別はどのような状況であるのか。	知立市のプラスチック製容器包装の品質調査の結果、ペットボトルや缶などの不適物が混入していることがあります。引き続き、適正な分別の周知啓発に努めていきます。
	⑦	燃えるごみ袋大（35リットル）説明会本編資料9ページの「ごみ袋小（18リットル）を小分けにして、排出するのではなく、～」とはどういった意味か。	燃えるごみ袋小（18リットル）の価格は変更ありませんが、従来通り排出するのではなく、ごみ減量を意識して取組んでいただきたいという意味合いです。
12月18日（水） 午後7時から 午後7時40分まで 中央公民館大会議室 参加人数：13人	①	今まで燃やしていたプラスチック製品をリサイクルすることで、クリーンセンターの火力が弱まらないか。	プラスチック製品はよく燃えることから、火力が弱まり、助燃材を追加する可能性があります。しかしながら、市としてごみ減量・リサイクルの推進が重要であるため、プラスチックのリサイクルに取組んでいきます。
	②	プラスチック製品をリサイクルすることで、費用は増えないか。	プラスチック製品のリサイクル費用は、自治体が全て負担することになるため、費用は増加しますが、収集運搬・リサイクルに伴う費用の1/2が特別交付税で補填されます。プラスチック製品をリサイクルすればするほど、費用が増加するため、各自治体は国に対して、費用の軽減を要望しているところです。
	③	プラスチック資源としてレジャーシートを排出する場合、レジャーシートを切って排出することになるのか。	プラスチック資源として排出するには、レジャーシートを切って排出することが必要です。
	④	プラスチック資源を排出する場所や曜日は今までと変更がないのか。	変更ありません。プラスチック資源はプラスチック製容器包装と同じ場所、同じ曜日に排出してください。
	⑤	収集車の内部で破砕を行っているが、プラスチック製品が入ること収集車の破砕に影響がないのか。	中間処理施設でそれぞれリサイクルされるため、不都合は生じません。
12月21日（土） 午前10時から 午前10時35分まで 知立小学校体育館 参加人数：27人	①	ペットボトルのラベルや紙のラベルはどのように排出したらよいか。	ラベルはプラスチック製容器包装として排出してください。紙のラベルで剥がしにくいものは、無理に剥がす必要はなく、そのままペットボトルとして排出してください。
	②	10年くらい前の燃えるごみ袋は使用できるか。	使用できます。
	③	令和7年度からのプラスチック複合製品の指定袋はあるのか。	ありません。町内ごみ集積所等の青いかごに排出することになります。
	④	不燃物処理場で令和7年度からのプラスチック資源を受け付ける際はどのようにしたらよいか。	令和6年8月19日から9月1日までの間に不燃物処理場で実証実験を行ったときの方法で問題ありません。
	⑤	ペットボトルのキャップのリングが取れない場合はどのようにしたらよいか。	取れない場合は、そのままペットボトルとして排出してください。
	⑥	社宅などにもごみ出しガイドブックは配布されるのか。	配布されます。
12月25日（水） 午後7時から 午後7時40分まで 八ツ田小学校体育館 参加人数：7人	①	カセットテープやビデオテープは現在、燃えるごみとなっているが、令和7年度からはどのように排出したらよいか。	テープを50cm以下に切って、令和7年度からプラスチック資源として、排出していただくか、切ることが困難な場合は、燃えるごみとして排出してください。
	②	令和7年度からネジが埋め込まれているプラスチック製品はどのように排出したらよいか。	プラスチック複合製品として排出してください。
	③	ペットボトルはどのように捨てたらよいか。	ペットボトルはラベル、キャップを取り外して、地区集積所や不燃物処理場の青かごや麻袋に直接入れてください、ペットボトルのラベル、キャップはプラスチック製容器包装の指定袋（令和7年度からは、プラスチック資源の指定袋）に入れて、排出してください。
	④	令和7年度からプラスチック製容器包装の指定袋は、販売はしないのか。	販売しません。令和7年度以降もお手持ちのプラスチック製容器包装の指定袋は引き続き使用できます。
	⑤	資料について分かりにくいところがあるため、改善していただきたい。	改善します。
1月8日（水） 午後7時から 午後7時38分まで 猿渡小学校体育館 参加人数：9人	①	粗大ごみサイズのプラスチック素材100%でできたものでも細かくバラバラにすれば、プラスチック資源として排出できるのか。	指定袋の中におさまることができれば、令和7年度から排出可能です。
	②	プラスチック素材100%でできたものか分からないものについては、どの様に排出したらよいか。	プラスチック素材100%でできたものだけ、令和7年度からプラスチック資源の指定袋に入れてください。プラスチックのみで出来ているか判断に迷うものは、令和7年度から「プラスチック複合製品」として排出してください。
	③	令和7年度からのプラスチック複合製品の分別が難しく、みんな迷うのではないか。	
	④	子どものおもちゃで電池が取り外せないものはどのように排出したらよいか。	やむを得ず、電池が取り外せなければ、「有害ごみ」として排出してください。
	⑤	プラスチック製容器包装の指定袋の販売終了日とプラスチック資源指定袋の販売開始日はいつか。	プラスチック製容器包装の指定袋の販売終了日は、令和7年3月31日、プラスチック資源指定袋の販売開始日は、令和7年4月1日です。

1月11日（土） 午前10時から 午前11時まで 中央公民館大会議室 参加人数：56人	①	電気カーペットはどの様に排出したらよいか。	粗大ごみとして排出してください。なお、裁断するなどして、燃えるごみの指定袋におさまることができれば、燃えるごみとして排出することができます。
	②	まな板は5mm以下でも金具等が付いている場合は、どの様に排出したらよいか。	金具等を取り外し、プラスチック素材100%であれば、令和7年度からはプラスチック資源として排出することが可能です。取り外せない場合は、令和7年度からプラスチック複合製品という区分を設けるので、青いかごに入れていただきますようお願いします。
	③	ゴミ箱、レターケース、お風呂のイスなど50cmを超えるものはどの様に排出したらよいか。	50cmを超えるものであっても指定袋におさまることができれば、令和7年度からはプラスチック資源として排出可能です。
	④	プラスチック製容器包装とプラスチック素材100%でできたものは、袋を分けて別々に排出するのか。	プラスチック製容器包装とプラスチック素材100%でできたものを同じ袋に入れて排出することができます。
	⑤	インクカートリッジはどの様に排出したらよいか。	市では、回収していません。郵便局で回収している場合もありますので、郵便局、販売店、メーカー等にご確認をお願いします。
	⑥	ゴミ集積所に立って分別変更の助言を行ってほしい。	職員が54か所のごみ集積所を巡回しておりますので、ご不明な点はお尋ねいただきますようお願いします。
	⑦	まな板で5mmを超えるものの分別はどのようにしたらよいか。	燃えるごみとして排出をお願いします。
	⑧	青いかごにおさまらないものはどのように排出したらよいか。	青いかごにおさまらないものは、引き続き、粗大ごみ扱いとなりますので、クリーンセンターに排出をお願いします。
	⑨	町内集積所の青いかごはなくなるのか。	青いかごは無くなりません。現在、「プラスチック製品」という分別が令和7年度から「プラスチック複合製品」に変更になります。プラスチック製品に金具等が付いており、青いかごにおさまるサイズの場合は、「プラスチック複合製品」という分別区分となります。
	⑩	分別を変更することで、リサイクルされる収集量やリサイクル率はどの程度増えるのか。	先行自治体を参考にするとプラスチック製容器包装から10%程度の増、リサイクル率は令和5年度ベースで0.5%増える見込みです。ただ、あくまでも実施する前の見込みとなりますので、ご留意ください。
	⑪	リサイクルされないものは、どのように処理されるのか。	燃えるごみとして、クリーンセンターで焼却処分を行います。
	⑫	プラスチックごみ問題に取り組んでくれてありがたい。協力させていただきたい。	ありがとうございます。市としても引き続き、取組んでまいります。
	⑬	現在、プラスチック製容器包装ごみだけで一杯となっている。プラスチック素材100%の製品も指定袋の中に入れることで、荷崩れが起こることが想定されるが、集積所を増やす等何か対策はあるのか。	ごみ集積所の数については、市としても足りているとは思っていません。地元の意向等もふまえ、町内会と連携し、数を増やしていきたいと考えています。まずは、状況を確認し、対応させていただきます。
	⑭	環境課が配布したチラシについて概要を説明してほしい。	八橋井戸尻資源回収ステーションや古布回収拠点の拡大等の詳細をお知らせしています。
	⑮	ペットボトルのフタ（キャップ）はどのように排出したらよいか。	プラスチック製容器包装（令和7年度からはプラスチック資源）として排出してください。（不燃物処理場においてのみ、キャップを分別して収集しています。）民間事業者で回収している場合は、その方法に従ってください。
	⑯	ペットボトルのフタ（キャップ）はどこに排出したらよいか。	プラスチック製容器包装（令和7年度からはプラスチック資源）として地区集積所や不燃物処理場に排出してください。民間事業者でも回収している場合があります。
1月14日（火） 午後7時から 午後7時40分まで 中央公民館大会議室 参加人数：13人	①	プラスチック製容器包装に貼られているラベルシールはどこまで剥がす必要があるのか。	出来る範囲内で剥がしてください。剥がしきれなくても問題ありません。
	②	汚れたプラスチック製容器包装や汚れたプラスチック製品は燃えるごみとして排出してよいか。	汚れたものが、プラスチック製容器包装（令和7年度からはプラスチック資源）に入っていると他のきれいなものまで汚れてしまい、リサイクルに支障が出るため、燃えるごみとして排出をお願いします。
	③	回収した古着はどのように再利用するのか。	基本的には、リユース品として外国に輸出されます。リユースできないものは、工場等で使用する雑巾（ウェス）等に活用されます。
	④	厚さ5mmを超えるまな板の排出はどのように排出したらよいか。	燃えるごみとして排出をお願いします。
	⑤	燃えるごみ袋大（35リットル）価格改定分60円の市民に対する還元策はないのか。	ごみ減量の施策として、生ごみ処理機器購入費補助金制度や古着の回収拠点の増加等に取り組んでいます。ごみ減量に取り組めば、負担額が軽減されることとなります。引き続き、ごみ減量の施策に取り組んでいきますので、ご理解・ご協力を御願います。
	⑥	緑色のプラスチック製容器包装の指定袋は、刈谷市の燃えるごみ袋と色が似ており、刈谷市の燃えるごみがごみ集積所に投棄され、判別に苦労している。指定袋の色を青色に変更してくれてありがたい。今後も指定袋を作成する際は、近隣市を参考にしてください。	ご意見として承りました。
	⑦	プラスチック製容器包装の指定袋と令和7年度からのプラスチック資源の指定袋は同じ大きさであるのか。	同じ大きさです。
	⑧	ポリバケツはどのように排出したらよいか。	ポリバケツがプラスチック素材100%でできており、尚且つ、令和7年度からのプラスチック資源の指定袋に入るようであれば、プラスチック資源として排出できます。ポリバケツにネジ等の金具がついており、金具が取り外せない場合は、令和7年度から「プラスチック複合製品」という区分を設けるので、青いかごに入れていただきますようお願いします。青いかごを超える大きさのものは、引き続き、粗大ごみになりますので、クリーンセンターに搬入をお願いします。
	⑨	ペットボトルの本体の捨て方はどのようにしたらよいか。	ペットボトルのラベル、キャップを取り外して、地区集積所や不燃物処理場の青かごや麻袋に直接入れてください、

1月22日（水） 午後7時から 午後7時40分まで 知立西小学校体育館 参加人数：8人	①	ペットボトルのキャップを集めてワクチンに寄付する取組を知立市として実施してほしい。	不燃物処理場では回収したペットボトルのキャップをワクチンに寄付する取組を実施しています。また、市内小中学校や一部の金融機関でも同様の取組を実施しています。 本来、ペットボトルのキャップは、プラスチック製容器包装（令和7年度からはプラスチック資源）として処理されるものであるため、市が主体となって、実施することは考えていません。
	②	ペットボトルのラベル、キャップをとらずに排出できる民間スーパーがあるが、民間スーパー内でラベル、キャップを取り外しているのか。	民間スーパーの取組については、承知していません。
	③	大きな発泡スチロールを小さくする場合、細かい屑が出るが、どの様に排出すればよいか。	プラスチック製容器包装（令和7年度からはプラスチック資源）の指定袋の中に入れることができれば、小さくする必要はありません。指定袋の中に入らない場合は、小さくしてください。
	④	発泡スチロールで土が付いたものは洗っても土の色が取れない。どのように排出すればよいか。	燃えるごみとして排出をお願いします。
	⑤	水道のホースやコイルはどのように排出すればよいか。	ホースやコイルがプラスチック素材のみでできていれば、プラスチック資源に排出してください。素材の構成に迷うようであれば燃えるごみとして排出をお願いします。
	⑥	プラスチック製容器包装に貼られているラベルシールはどこまで剥がす必要があるのか。	出来る範囲内で剥がしてください。剥がしきれなくても問題ありません。
	⑦	油が入っていたプラスチック製容器包装の容器は、油をどこまで落とせばよいか。	軽く水ですすいでいただければ結構です。汚れが落ちたように見えず、判断に困るものは燃えるごみとしてください。
	⑧	プラスチック製容器包装のシャンプーの詰め替えの容器などどこまで中身をきれいにすればよいか。	中身を使い切り、軽く水ですすいでいただければ、プラスチック製容器包装（令和7年度からはプラスチック資源）として排出できます。
1月25日（土） 午前10時から 午前11時5分まで 中央公民館大会議室 参加人数：40人	①	「プラスチック製品」のみならず、「紙類」等の収集にも力を入れてほしい。	近年、八橋町戸尻資源回収ステーションの開設を行ったところ。町内会やPTA等の再生資源回収団体の支援も行ってまいります。 引き続き、資源物の回収機会の増加や周知に取組みます。
	②	町内会の古紙回収で事業者から新聞の中に入っているチラシは、「新聞」として、郵便ポストに投函されるチラシは、「雑紙」と聞いた。分別が異なる理由を教えてください。	事業者によってリサイクルの手法が異なるためかと思います。詳細は、事業者にお尋ねください。
	③	プラスチック素材100%のプラスチック製品も指定袋に入れることになり、排出される袋の数も増えることになるが、リサイクルの観点からやむを得ないということか。	お見込みの通りです。
	④	リサイクル量を増やすのであれば、令和7年4月からではなく、年度途中からでもプラスチック100%素材のプラスチック製品を指定袋に入れて、回収することはできないのか。	収集運搬・中間処理の体制が整う令和7年4月からとします。
	⑤	劣化したプラスチック製品はどのように排出したらよいか。	基本的には、リサイクル可能であるため、令和7年度からはプラスチック資源として排出できます。判断に迷うようであれば燃えるごみとして排出をお願いします。その他、油が付着している弁当の容器などは、すすいでいただき、固形物が無くなる状態であれば問題ありません。
	⑥	まな板で5mmの厚さを超えるものはどのように排出したらよいか。	燃えるごみとして排出をお願いします。
	⑦	ハンガーで金属が付いているものは、どのように排出したらよいか。	金属を取り外し、プラスチック素材100%であれば、令和7年度からはプラスチック資源として排出することが可能です。取り外せない場合は、令和7年度から「プラスチック複合製品」という区分を設けるので、青いかごに入れていただきますようお願いします。
	⑧	プラスチック製容器包装に貼られている値札などのラベルシールはどこまで剥がす必要があるのか。	出来る範囲内で剥がしてください。剥がしきれなくても問題ありません。
	⑨	令和7年度からプラスチック素材100%のプラスチック製品も指定袋に入れることに伴い、町内ごみ集積所は距離もあるため、町内ごみ集積所の増設設置や燃えるごみと同じような排出方法を検討してほしい。	町内ごみ集積所の数については、市としても足りているとは思っていません。地元の意向等もふまえ、町内会と連携し、数を増やしていきたいと考えています。プラスチック資源を燃えるごみと同じように排出することは、道路上の通行における問題や作業量など収集可能かという問題も発生します。今後、市として、より良い方法を検討していきます。
	⑩	燃えるごみの収集路線について、収集車が通れるところでも、収集路線となっておらず、燃えるごみを収集しないのはなぜか。	午後4時までにクリーンセンターに搬入する必要がある中で、収集車が通行可能などところを全て収集することは困難なためです。
	⑪	リサイクルの観点から粗大ごみサイズのプラスチック製品含めて、町内ごみ集積所に捨てることはできないのか。	雨風にさらされ、泥も付着し、リサイクルに支障があるため、実施できません。なお、クリーンセンターでは、粗大ごみサイズのプラスチック製品の売却や日用品の販売を行っています。
	⑫	粗大ごみサイズのプラスチック素材100%でできたプラスチック製品でも指定袋の中に入れることができれば令和7年度からプラスチック資源として排出できるのか。	バラバラにし、指定袋の中におさまることができれば、令和7年度から排出可能です。
	⑬	プラスチック資源指定袋の販売開始日はいつか。	プラスチック資源指定袋の販売開始日は、令和7年4月1日になります。
	⑭	令和7年4月からプラスチック100%素材のプラスチック製品を指定袋に入れることで、不燃物処理場の置き場が早期に一杯になることが想定されるが、何か対策はあるのか。	状況を確認し、適宜対応します。
	⑮	町内集積所の青いかご・コンテナはなくなるのか。	青いかご・コンテナは無くなりません。現在、「プラスチック製品」という分別区分が令和7年度から「プラスチック複合製品」に変更になります。プラスチック製品に金具等が付いており、青いかごにおさまるサイズのものは、「プラスチック複合製品」という分別区分となります。
	⑯	中学生以上の世代にもごみの分別等の環境教育を行ってほしい。	ご意見として承りました。
	⑰	「プラスチックの分別変更について」の資料の「プラスチックのリサイクルのゆくえ」では、パレットや擬木（ぎばく）にするということであるが、石油に戻すことはできないのか。	石油に戻すことが、技術的に可能であれば、実施可能です。但し、その技術を持つ事業所が遠方である場合、収集運搬等のコストも割高になります。資料には、一般的なプラスチック製品のリサイクルの結果を掲載しました。

1月29日（水） 午後7時から 午後7時40分まで 中央公民館大会議室 参加人数：12人	①	ペットボトルのラベルで剥がせないものはどのようにしたらよいか。	出来る範囲内で剥がしてください。剥がしきれなくても問題ありません。
	②	燃えるごみ袋（大）の買いだめが行われており、近隣の店舗には売っていない。	近隣の店舗の状況を確認させていただきます。なお、販売店は、知立市ホームページの「指定ごみ袋・粗大ごみ処理券・し尿券 販売店一覧表」を参考にしてください。また、市役所環境課でも販売しています。
	③	「プラスチックの分別変更について」の資料では、ペットボトルのキャップは、指定袋（現在はプラスチック製容器包装、令和7年度からはプラスチック資源）に入れてくださいとある。不燃物処理場では指定袋に入れず、キャップだけを単独で集めているが、変更があるのか。	不燃物処理場においてのみ、キャップを分別して収集しています。変更はありません。
	④	まな板は令和7年度からプラスチック資源の指定袋に入れることができる大きさでも、厚さが5mm以上の場合、プラスチック資源として排出できないのか。	プラスチック資源として排出できません。まな板で厚さ5mm以上の場合、燃えるごみとして排出をお願いします。
	⑤	令和7年度からプラスチック資源の指定袋に入れることができるものは、厚さ5mmが基準なのか。	厚さ5mmが基準となります。
	⑥	ほこりがあるプラスチック製品はさっとはいて排出すれば大丈夫か。	さっとはいて排出すれば、問題ありません。
	⑦	FRPや強化プラスチックのようなものはどのように排出したらよいか。	プラスチックのみで出来ているか判断に迷うものは青いかごにおさまる場合、令和7年度から「プラスチック複合製品」として排出をお願いします。
2月5日（水） 午後7時から 午後7時30分まで 知立南小学校体育館 参加人数：12人	①	外国人の方はごみ出しガイドブックについて、どの様に入手するのか。	転入時にお渡しするなど個別に渡しています。その他、ホームページに掲載するとともに集合住宅の管理会社に配布しています。
	②	外国人の方に対し、各集積所に周知啓発のためにごみ出しガイドブックを置いてみてはどうか。	雨風にさらされてしまうことから、置くことは困難です。
	③	令和7年度からの分別変更により、対象外のものプラスチック資源の指定袋に入ることが増えると想定され、中間処理施設の手間が増えると思うがその対策は。	分別変更について継続して周知啓発することで、適正に分別していただくように努めます。
	④	錠剤のシート（パッケージ）でアルミが付いているものはどのように排出したらよいか。	プラスチック素材100%のもの又はブラマークが付いていれば、プラスチック製容器包装（令和7年度からはプラスチック資源）として排出することが可能です。判断に迷う場合は燃えるごみとして排出をお願いします。
	⑤	プラスチック製品にセロテープやふせんが貼ってあるものはどのようにしたらよいか。	出来る範囲内で剥がしてください。剥がしきれなくても問題ありません。
2月25日（火） 午後7時から 午後7時40分まで 知立東小学校体育館 参加人数：36人	①	分別変更に伴い、町内ごみ集積所の看板は変更するのか。	3月末までに市において看板を変更します。
	②	日本語版だけではなく、外国語版の看板も変更していただきたい。	検討します。
	③	外国人に対し、どの様に分別変更の説明を行うのか。	3月22日、3月29日にもやいこハウスで説明会を実施します。また、府ごみ出しガイドブックの外国語版を知立団地に配布します。もやいこハウスでの説明会以外でも機会をとらえ、分別変更の周知啓発を行います。
	④	燃えるごみ袋（大）は、価格改定を行えば、ごみ減量効果があるものなのか。	燃えるごみ袋の中に紙やプラスチックなどの「資源物」が多く含まれています。「資源物」として分別していただくことで、燃えるごみの中に含まれている「資源物」が減少し、ごみ減量効果があらわれると考えています。
	⑤	外国人への分別変更は、イラストや絵などを用いると分かりやすいのではないか。	参考にさせていただきます。
	⑥	プラスチック製容器包装に貼られている値札などのラベルシールはどこまで剥がす必要があるのか。	出来る範囲内で剥がしてください。剥がしきれなくても問題ありません。
	⑦	4月1日から分別変更とのことだが、区長や役員等が切り替わるタイミングでもあるため、引継ぎ含めそういった事情を考慮していただきたかった。	新年度である4月1日からの変更ということになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。
	⑧	粗大ごみの搬入先は変更があるのか。	刈谷知立環境組合クリーンセンターから変更はありません。